別表八(一)付表　平二十七・四・一以後終了事業年度分

受取配当等の額の明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意

1　平成27年3月31日以前に開始する事業年度において、証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）の収益の分配がある場合の「6」欄の記載については、「5」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入金額の100/100、50/100又は25/100に相当する金額を記載します。

2　平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「9」欄には「特定株式投信」と記載し、「10」及び「11」の各欄は記載する必要はありません。

完全子法人株式等

法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額 1
		：　：	円
		：　：	
		：　：	
		：　：	
		：　：	
		：　：	
		：　：	
		：　：	
計			

関係法人株式等又は関連法人株式等

法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額 2	左のうち益金の額に算入される金額 3	益金不算入の対象となる金額 (2)－(3) 4
		：　：		円	円	円
		：　：				
		：　：				
		：　：				
		：　：				
		：　：				
		：　：				
		：　：				
計						

その他株式等

法人名又は銘柄	本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別） 5	受取配当等の額（その収入額×100、50又は25/100） 6	左のうち益金の額に算入される金額 7	益金不算入の対象となる金額 (6)－(7) 8
		円	円	円
計				

非支配目的株式等

法人名又は銘柄 9	本店の所在地 10	基準日	保有割合 11	受取配当等の額 12	左のうち益金の額に算入される金額 13	益金不算入の対象となる金額 (12)－(13) 14
		・　・		円	円	円
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
計						